

## 《 教育資金一括贈与の非課税特例 》

教育資金の一括贈与非課税制度が、平成25年4月1日からスタートしました。

直系尊属が、30歳未満の受贈者に教育資金を一括贈与すると、受贈者一人につき1500万円まで贈与税が課されません。

教育資金の範囲には、学習塾や野球、ピアノ、習字等の習い事など、学校以外に支払われるものも対象になります。ただし、これらの費用は1500万円のうち500万円について認められます。

受贈者は、30歳になるまでに自らの教育資金として使用すれば贈与税は課税されません。ただし、受贈者が30歳に達した日に残高があった場合には、その日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

1500万円を一括贈与しても、教育資金として使用しなければ贈与税がかかることとなりますので注意が必要です。